破産手続廃止

平成２１年（フ）第１５５８２号
埼玉県さいたま市岩槻区大字末田1501番地１
破産者　株式会社Ｇファクトリー
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３４７号
東京都千代田区九段南４－７―16　市ヶ谷ＫＴビル５階、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区中野４丁目１番１番
破産者　社団法人日本ワーキング・ホリデー協会
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８１０号
神奈川県横浜市金沢区釜利谷西６丁目28―15
破産者　岩本　圭司
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８６２号
東京都中央区日本橋室町１丁目５番15号　昇賢ビル
破産者　株式会社シグマ・パル
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６５８号
東京都渋谷区神宮前５丁目26―15―502、開始決定時の住所東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目３―23―301
破産者　竹井　孝文
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３７８号
東京都足立区西伊興３丁目３―10　ひばり荘２―Ｃ
破産者　猪股　　健
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９５４号
千葉県柏市中新宿２丁目17―10―103
破産者　武田　一馬
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４２０号
東京都葛飾区東立石２丁目６―17
破産者　齋藤かおり（旧姓阿部）
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６２０号
東京都中央区築地２丁目14―６　ＬＸＳ築地302号室、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区築地２丁目15番14号　築地安田ビル９階
破産者　株式会社創輝
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６２１号
東京都世田谷区砧４丁目13―19―２―Ｂ
破産者　高山　三平
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８５２号
埼玉県行田市佐間２丁目18―45
破産者　田代　香織（旧姓板橋・中村）
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７２４５号
神奈川県横浜市都筑区加賀原２丁目18―９
破産者　前川　好和
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４７３号
埼玉県戸田市下戸田１丁目８番４号
破産者　株式会社ノブ企画
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４８６号
神奈川県横浜市神奈川区大口通り28―１、開始決定時の住所神奈川県横浜市神奈川区新子安２丁目７―10
破産者　西山　佳織
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６５８号
東京都練馬区東大泉４丁目４―12―307、開始決定時の住所東京都練馬区東大泉１丁目35―14―902
破産者　石川　龍二
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８５８号
神奈川県川崎市高津区久末1532―301
破産者　佐藤　　勲
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０８１号
東京都中野区上鷺宮１丁目２－２―201
破産者　河村　雄一
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２３８号
東京都八王子市南新町13―12　プランドール長尾Ａ202
破産者　村山　享由
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４３６号
東京都港区芝４丁目６―23
破産者　堤　　一男
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８１１号
東京都立川市西砂町１丁目36―３―303、開始決定時の住所東京都立川市砂川町３丁目36―３
破産者　矢嶋　和夫
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００１８号
東京都北区豊島５丁目５－９―709
破産者　小野口　隆
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部